

# 生活保護費返還義務と社会保険制度の関わりについての 会長声明

東京司法書士会

会長 清家 亮三

生活保護制度は最後のセーフティネットとして重要な機能を果たしていることは、言うまでもないことです。しかし、実際の運用場面において、思いがけず困った現象が起きています。

生活保護制度において、医療扶助費は原則現物給付とされ、国民健康保険や後期高齢者医療保険から脱退させ（保険料の支払免除の為）、医療費等は直接医療機関に支払われることとなります。

親族との関係が希薄、または身寄りのない方の判断能力が大幅に低下した場合、即時入院が必要なときなどは、行政は、後見申立について親族の協力者を探しますが、見つからない場合には首長が申立をします。この際、病院の入院手続等との関係で、財産の有無の調査する時間的余裕がないことが多く、その結果、職権で生活保護の開始決定をすることとなります。

その後、司法書士等が成年後見人に就任し、調査の結果、財産の存在が判明した場合には、生活保護法第 63 条により費用返還義務が発生し、保護に要する費用を支弁した市町村にその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める金額を返還しなければならなくなります。

返還を求められる金額には医療扶助費が含まれます。当該医療扶助費は国民健康保険や後期高齢者医療保険から脱退させられているために、全額負担の入院費や医療費が請求されることとなります。

本来であれば、医療保険料及び医療費の 1 割～3 割相当額の負担で済ん

でいたものが、偶然の事情によって医療費の 10 割負担を返還請求されることは、本人にとって酷な状況であると言わざるを得ません。

例えば、後期高齢者医療保険料が月額 6000 円・入院医療費が 1 割負担で月額 4 万円の場合生活保護が開始し、財産があることを後見人が発見するまで 6 カ月かかったとすると、本人の受けた利益は金 27 万 6000 円であるのに対して、返還請求の医療費分は金 240 万円になります。

このような状況は本来、法や制度が予定しているものではなく、法制度の狭間で発生した偶発的な不利益であり、早急なる改善が必要です。生活保護制度、成年後見制度に大きなかかわりをもつ私たち司法書士が声をあげなければならないと考えています。

生活保護法第 63 条は、保護の実施機関が請求すべき返還金額を定めることとなっています。よって、以下のような取扱いにより、上記のような状況は改善できるものと考えます。

- ① 生活保護の実施機関である市区町村は、生活保護法第 63 条で定める請求すべき返還金額を定めるに際して、本人の故意・過失がない場合には、本人の本来の負担すべき医療保険料及び医療費の合計額を上限とする。
- ② 厚生労働省は保護の実施機関である市区町村が上記①の取扱いをするべく、市区町村の裁量による減額を推進する。

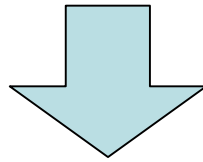
上記取扱い変更が困難である場合には以下のような法改正が必要であると考えます。

- ① 国民健康保険や後期高齢者医療保険において生活保護受給者を欠格事項とする点を改め、生活保護との併用を認める。

以上

# 図解・生活保護と社会保障の狭間で生じる事態

通常、医療費の自己負担額は  
1～3割

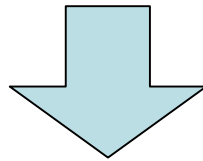


身寄りのない人が  
認知症になると...



自治体が首長申立で後見  
申立。財産の所在が不明  
なので生活保護開始。  
医療費は全額生活保護から

生活保護受給者は  
国保や後期高齢者  
医療保険から外れる



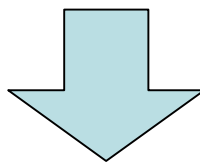
数ヵ月後...



成年後見人に就任した司法書士が  
調査した結果、本人の財産を発見



財産があるんだったら生活保護費  
を返還してください。あ、生活保護  
受給中は国保や後期高齢者医療  
保険の対象外ですから、10割負担  
になります。減額？無理ですね。



生活保護費を返還するの  
は当然ですが、せめて本来  
の負担額、1～3割まで  
減額してもらえませんか？



自治体

自治体から生活保護費の  
返還請求を受けるが、  
このとき返還を求められる  
医療費は1～3割ではなく、  
10割！



成年後見人